

●香川県告示第498号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年香川県告示第202号香川中央都市計画下水道事業宇多津町流域関連公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

宇多津町

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 宇多津町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年12月23日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和53年香川県告示第1113号、昭和56年香川県告示第958号、昭和62年香川県告示第354号、平成2年香川県告示第74号、平成7年香川県告示第815号、平成11年香川県告示第209号、平成16年香川県告示第202号の事業地の全てを削除し、香川県綾歌郡宇多津町字新開、浜九番丁の各一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

香川県綾歌郡宇多津町字新町、浜一番丁、浜二番丁、浜三番丁、浜四番丁、浜五番丁、浜六番丁、浜七番丁、浜八番丁、字塩浜、字網の浦地内の全部、字吉田、字平山、字新開、字坂下、字茶白山、字岩屋、浜九番丁、字西町、字山下、字大門、字青の山、字十楽寺、字中村、字長縄手、字津之郷、字沼の池、字本村東、字本村西、字本村、字池の内、字板橋東、字三本松地内の一部